

佐賀県海区漁業調整委員会指示集

(R7.7.28現在)

目 次

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 2 号（令和 5 年 8 月 1 7 日）・・・	2
（のり養殖施設への立入禁止等について）	
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 3 号（令和 5 年 8 月 1 7 日）・・・	3
（竹羽瀬漁業の保護について）	
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 4 号（令和 5 年 8 月 1 7 日）・・・	4
（ムツゴロウ、シオマネキの保護について）	
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 8 号（令和 7 年 3 月 1 0 日）・・・	6
（タイラギの採捕禁止について）	
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 9 号（令和 7 年 3 月 1 0 日）・・・	8
（ビゼンクラゲの採捕制限について）	
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 7 0 号（令和 7 年 5 月 3 0 日）・・・	1 2
（アゲマキの採捕禁止について）	
佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 7 1 号（令和 7 年 5 月 3 0 日）・・・	1 3
（ウミタケの採捕禁止について）	

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 2 号

佐賀県有明海区における第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第 1 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 1 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 第 1 種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲 5 0 メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第 1 種及び第 3 種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第 1 種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた 1 8 0 メートル、9 0 メートル（1 0 0 間、5 0 間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第 1 種及び第 3 種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第 1 種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に出入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 0 年 8 月 3 1 日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第63号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

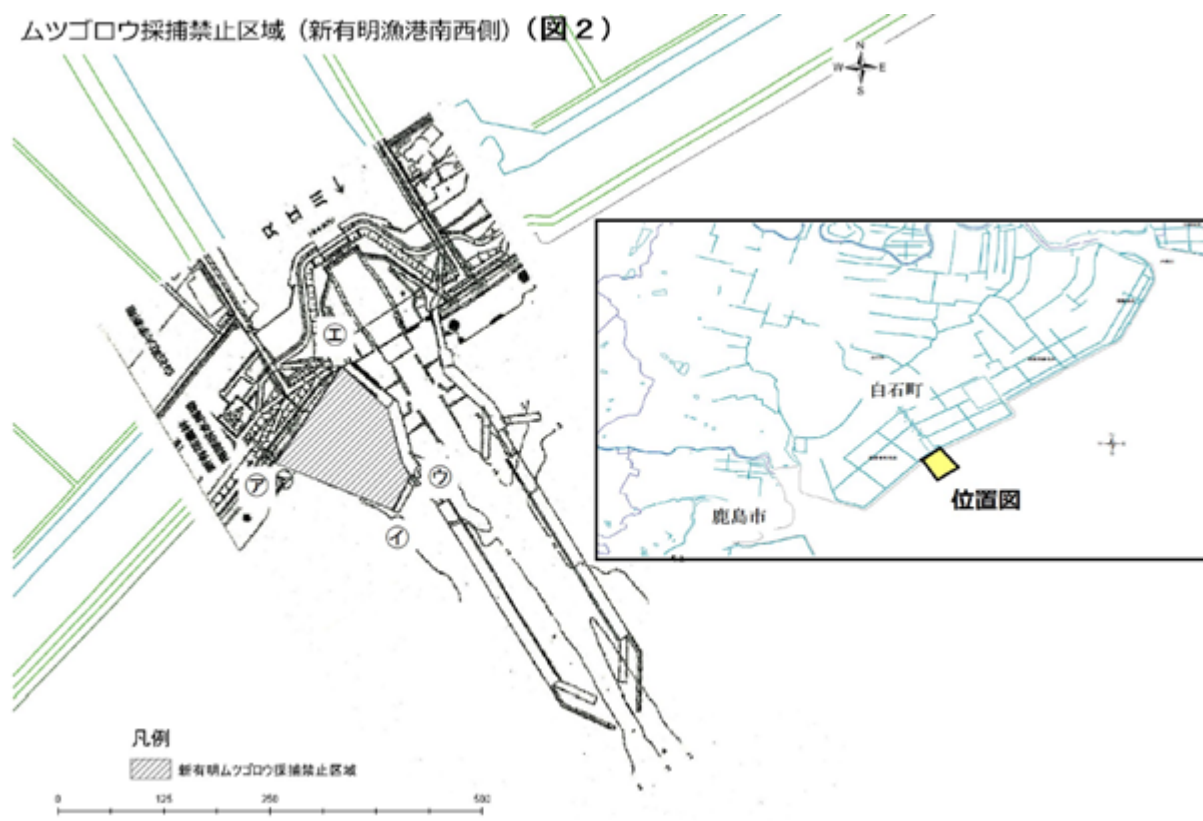
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側栈橋の西側縁 辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端
点イ 只江川河口右岸側栈橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚栈橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端
点ウ 点イの斜路の栈橋への取付基部北西端
点エ 只江川河口右岸側栈橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和7年3月10日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱
と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁
場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

2 指示の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 6 9 号

漁業法(昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号)第 1 2 0 条第 1 項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。
ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 7 年 3 月 1 0 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 傘幅 40 センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 06 分 30 秒、	東経	130 度 09 分 00 秒
イ	北緯	33 度 05 分 10 秒、	東経	130 度 11 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 05 分 18 秒、	東経	130 度 11 分 30 秒
エ	北緯	33 度 06 分 32 秒、	東経	130 度 09 分 03 秒

-
-
- (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 58 秒、	東経	130 度 14 分 04 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 13 分 29 秒
ウ	北緯	33 度 08 分 29 秒、	東経	130 度 13 分 46 秒
エ	北緯	33 度 08 分 12 秒、	東経	130 度 13 分 56 秒
オ	北緯	33 度 08 分 13 秒、	東経	130 度 14 分 09 秒
カ	北緯	33 度 08 分 37 秒、	東経	130 度 13 分 54 秒
キ	北緯	33 度 09 分 36 秒、	東経	130 度 13 分 44 秒
ク	北緯	33 度 10 分 57 秒、	東経	130 度 14 分 14 秒

-
-
-
- (3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒

カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 05 分 39 秒、	東経	130 度 21 分 46 秒
イ	北緯	33 度 05 分 08 秒、	東経	130 度 21 分 41 秒
ウ	北緯	33 度 04 分 48 秒、	東経	130 度 21 分 40 秒
エ	北緯	33 度 03 分 51 秒、	東経	130 度 21 分 25 秒
オ	北緯	33 度 03 分 51 秒、	東経	130 度 21 分 33 秒
カ	北緯	33 度 04 分 48 秒、	東経	130 度 21 分 47 秒
キ	北緯	33 度 05 分 08 秒、	東経	130 度 21 分 49 秒
ク	北緯	33 度 05 分 39 秒、	東経	130 度 21 分 54 秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 07 分 35 秒、	東経	130 度 10 分 25 秒
イ	北緯	33 度 07 分 04 秒、	東経	130 度 10 分 49 秒

ウ 北緯 33 度 07 分 02 秒、 東経 130 度 10 分 45 秒
エ 北緯 33 度 07 分 32 秒、 東経 130 度 10 分 19 秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------------|--------------|
| (1) | 1 隻が使用する網漁具の総延長 | 250 メートル以下 |
| (2) | 網丈 | 9 メートル以下 |
| (3) | 網の目合 | 20 センチメートル以上 |
| (4) | 使用する漁具 | 1 統 |

5 指示期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで

ビゼンクラゲ採捕禁止区域



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和7年5月30日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和7年5月30日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 西 久 保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。